

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.11.2 箇条22 22.103 22.104 22.106	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 異常運転 19.11.2 故障状態において、通電中の全てのこんろ部のスイッチを“切”にできなければならない。故障状態において、こんろ部が通電状態になってはならない。 箇条22 構造 22.103 丁番付きの蓋は、偶発的に落下しないように保護しなければならない。 22.104 着脱可能なこんろ部及びそれらの支持物は、こんろ部が垂直軸で回転することを防止し、こんろ部を支持物の全ての調節位置において適切に支持する構造でなければならない。 丁番付きのこんろ部は、偶発的に落下しないように保護しなければならない。 22.106 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、これらの熱源の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				22.108 箇条25 25.1 25.3	<p>入力を、表示又は記載する入力に120%に制限する構造をもたなければならない。</p> <p>22.108 電磁誘導式加熱源をもつこんろ部は、クッキングゾーンの上に小さな金属物体を置いた場合でも、こんろ部が動作しない構造でなければならない。</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.1 機器は、機器用インレットを備えてはならない。</p> <p>25.3 固定形機器及びローラ若しくはキャスト又はこれらと類似の手段を備えていない40kgを超える質量をもつ機器は、設置した後に、電源コードが接続できる構造でなければならない。</p>	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.101 箇条22 22.101	<p>第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条19 異常運転</p> <p>19.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、不適切な操作、又は制御装置若しくは回路部品の故障の発生が生じた場合でも、傷害の危険を、可能な限り未然に防止できる構造でなければならない。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険なモータの保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なく</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 1 項 続き				箇条23 23.3	とも 1 極以上を遮断するものでなければならない。 箇条23 内部配線 23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、破損したとき、機器は動作を停止しなければならない。	
第三条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.12 7.12.1 7.12.4	第1部の第三条2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器が外部の可触表面をもち、その温度上昇限度値が規定され、規定された手段を適用する場合、機器には、規定の記号及び高温注意の旨を、高温表面又はその近傍に表示しなければならない。 7.12 取扱説明書には、次の記載をしなければならない。 ー表面に亀裂が入った場合、直ちに電源を遮断すること ー高温の調理面にアルミ箔及びプラスチック容器を置かないこと ーハロゲンランプ点灯中は、ランプを直視することを避けること 7.12.1 他の機器の中に組み込む機器及び専用設置壁に固定する機器は、感電及び水の有害な浸入に対する適切な保護を確実にする方法の詳細を提供しなければならない。 7.12.4 電磁誘導式加熱源をもつ機器で、機器設計上の理由で必要である場合には、金属面が背立って及び周囲の領域か	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項 続き					ら離れていることを確認するよう注意を払う旨の警告を記載しなければならない。複数の機器用の独立した制御パネルをもつ埋込形機器の取扱説明書には、可能性がある危険を避けるために制御パネルには指定する機器だけを接続する旨を記載しなければならない。	
				7.14	7.14 規定の記号の三角形の高さは、15 mm以上でなければならない。	
				7.101	7.101 温度上昇が大きい場合、不燃材の使用を据付説明書及び非恒久的なラベルに記載しなければならない。	
				7.102	7.102 結晶化ガラス又は類似の材質のこんろ面のクッキングゾーンは、明白な場合を除き、適切な表示によって明瞭に識別できなければならない。	
				7.103	7.103 等電位接続端子には、規定の記号を表示しなければならない。	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.105	22.105 電磁誘導式加熱源は、制御装置のつまみの位置に加えて、制御装置がON位置であることを示す、適切な視覚又は聴覚による警告をもたなければならない。	
				22.109	22.109 鍋検出装置をもつ機器では、こんろ部の制御装置がOFF位置にないことを表示ランプによって表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条18	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。	
				18.101	箇条18 耐久性 18.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、通常使用時にこの規格への適合性を損なう不具合が起きない構造でなければならない。絶縁は損傷を受けてはならず、接続は緩んではならない。	
				18.102	18.102 結晶化ガラス又は類似の材質の表面をもつ機器は、通常使用時に発生する可能性がある熱的ストレスに耐えなければならない。	
				箇条23 23.3	箇条23 内部配線 23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用時に屈曲を受ける可能性がある場合には、屈曲試験に耐えなければならない。	
				箇条28 28.4	箇条28 ねじ及び接続 28.4 機械的接続及び電氣的接続を行うねじは、操作上の応力及び接触部の腐食によるねじ組立部の緩みによって、接触圧力が明らかなほど変化しないような構造でなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、クラス0I又はクラ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				28.1	28.1 炭素鋼及び合金鋼製のねじは、規定されたJISに適合しなければならない。 耐食ステンレス鋼製のねじは、規定されたJISに適合しなければならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1 8.101 箇条19 19.101 箇条27 22.107	第1部の第七条1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 充電部への接近に対する保護 8.1 こんろ部が着脱可能な機器は、こんろ部を着脱するときに、充電部への偶発的な接触に対して適切な保護がある構造でなければならない。 8.101 通常使用時に、フォークなどの先端のとがった物体が偶発的に接触するおそれがある電熱素子は、電熱素子の充電部に、それらの物体が接触できないように保護しなければならない。 箇条19 異常運転 19.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、不適切な操作、又は制御装置若しくは回路部品の故障の発生が生じた場合でも、感電の危険を、可能な限り未然に防止できる構造でなければならない。 箇条22 構造 22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.2 箇条16 16.2 箇条27 27.2	第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 漏えい電流は、規定の値以下でなければならない。 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 16.2 漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。 箇条27 接地接続の手段 27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電氣的接触をしていなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.101 箇条29 29.2	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 耐湿性等 15.101 給水又は清掃のために水栓を備えている機器は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければならない。機器は、試験にて水栓を全開した後、耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 機器が通常使用中に絶縁物によって囲われていない又は絶縁物を設置していないため、汚染にさらされる可能性がある場合には、マイクロ環境は汚損度3であって、その	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八 条 続 続					絶縁物の比較トラッキング指数 (CTI) は250以上でなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.101 箇条30 30.101	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 異常運転 19.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、不適切な操作、又は制御装置若しくは回路部品の故障の発生が生じた場合でも、火災の危険を、可能な限り未然に防止できる構造でなければならない。 箇条30 耐熱性及び耐火性 30.101 油脂吸収用の非金属製のフィルタは、難燃材料でなければならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.8	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8 通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇は、規定の値を超えてはならない。	
第十一 条第1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.101	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 異常運転 19.101 電磁誘導式加熱源をもつ機器は、不適切な操作、又は制御装置若しくは回路部品の故障の発生が生じた場	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				箇条20 20.101 箇条21 21.101	合でも、傷害の危険を、可能な限り未然に防止できる構造でなければならない。 箇条20 安定性及び機械的危険 20.101 床に固定しない機器は、ドアを開き、負荷をかけたとき、十分な安定性をもっていなければならない。 箇条21 機械的強度 21.101 オープンの棚は、オープンの内側にある場合でも、その奥行寸法の50%を外側に引き出したときに、棚受けから落下しない構造でなければならない。棚は、50%を外側に引き出したとき、傾いてはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.102	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.102 結晶化ガラス又は類似の材質のこんろ面は、通常使用時に発生するストレスに耐えなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 箇条22 22.22	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条 続き				22.23 22.41 箇条32	22.23 機器には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込みではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性機器は、通常使用中の動作による毒性その他これに類する危険性があってはならない。（第1部の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32	箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性機器は、有害な放射線を発生してはならない。（第1部の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.7 19.9 箇条22 22.40	箇条19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条22 構造 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるた	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				22.49	めのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。)	
				箇条30	箇条30 耐熱性及び耐湿性	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条22	第1部の第十五条第2項に該当する規定 (によるほか、次に) 箇条22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。		22.101	22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険なモータの保護装置は、非自己復帰形のものでなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.101	第1部の第十五条第3項に該当する規定によるほか、次による。 箇条9 モータ駆動機器の始動 9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動しなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1	第1部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条10 入力及び電流 10.1 機器の定格電圧及び通常動作温度における入力は、定格入力に対して、規定する許容値を超える差があつてはならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.11	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条 条続き				19.11.4 箇条29	19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第1部の規定による。） 機器は、受ける可能性がある電气的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.15	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 電磁誘導コイルの電磁放射を直接浴びないようにする取外し可能な保護カバーがある場合、そのカバーの見やすい箇所に規定の表示をしなければならない。 機器が外部の可触表面をもつ場合、機器には、高温注意の旨を、高温表面又はその近傍に表示しなければならない。 7.15 固定形機器の場合、製造業者又は責任ある販売業者の名称、商標又は識別表示、及びそのモデル名又はタイプ名を、機器上に表示しなければならない。機器を通常使用の状態に設置した後、表示が見えないときは、取扱説明書	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き				7.103 箇条22 22.102	に記載するか、又は機器の設置後に、機器の近傍に貼ることができる追加の表示を提供しなければならない。外部可触表面に規定する表示は、スイッチの操作、制御装置の調整又は蓋若しくはドアの開放を含む通常使用状態で機器を動作させているときに見えなければならない。これは、機能的表面又は隣接表面上にあってはならない。 7.103 等電位ボンディング端子には、規定の記号を表示しなければならない。 これらの表示は、ねじ、取り外すことができる座金その他導体を接続するときに外す部分の上に行ってはならない。 箇条22 構造 22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、表示灯、スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。	
第二十条 第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-36：2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-36 部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	制度による表示)	<p>気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの)に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—